

大阪弁護士会ニュース 第9号

～東日本大震災・避難者の方々へ～

2012年2月大阪弁護士会発行

バックナンバーお送りします。大阪弁護士会までご連絡ください。

○ お役に立つ情報をお知らせできればと思います。法律相談と構えていただく、どんなことでも結構ですので、悩んでおられること、分からないことや聞いてみたいことがありましたら、大阪弁護士会にお電話下さい。

無料電話相談（フリーダイヤル）（月～金 13時～16時）

面談による無料相談（法テラス指定相談場所）をご希望の方はご予約を
（予約受付時間 9時15分～20時）

0120-062-545

06-6364-1248

携帯サイトへの
アクセスはこちら>>



<http://www.osakaben.or.jp/p/soudan/>

○ 大阪弁護士会のホームページでは、特設ページを設けて、相談会などの各種イベントに関する情報の他、各種資料の他、各自治体のサイトへのリンクなど、お役に立つ情報をたくさん掲載しています。「大阪弁護士会」で検索頂くか、下記URLへ、是非アクセスください。

<http://www.osakaben.or.jp/web/index/index.php>

特集 避難されている方は今

諦めるわけにはいかない

Nさん（女性）

震災から早いもので11ヶ月も経ってしまいました。

震災後間もなくの気持ちと今の気持ちとは、私自身大分考え方に変化があります。震災直後は『生きてる』→『良かった』→『みんなを守らなくては』→『頑張ろう』

それが今では『諦めようか…』『諦めた方がいいのかな…』『諦めないと生きていけないかも…』に変わりつつある自分がいます。

11ヶ月の間に感じたことは、避難はお金がかかります。蓄えもなく収入も少ない私には限度もあり、苦痛さえ感じる時があります。地元いわきでの人達は、何事もなくあったかのように暮らして居ますが、そうせざる負えない、諦めなくては生きていけない現実があります。

まだ支給はされていませんが、1人8万・18歳未満と妊婦さんは40万…これは何のお金でしょうか？諦めなさい料ですか？

福島県に在する18歳未満の人の医療費はずっと無料になるかも…それって、必ず病気になるってことですか？

最近、いわき市の保健所から40歳未満の方に書留でヨウ素剤を郵送されました。これは2度目の配布です。1度目は支所に向きの受け取りでした。書留の受け取り…って…、また爆発するんですか？国も東電も事実を隠すのが得意のようで、私達は状況を把握できないようにさせられているようです。結局、自分のことは自分で決めなくてはいいけないし、自分で決めたことは（自主避難）自分でやってね。ってことなんでしょうね。

この『危険ですよ！』って決定づけられた状況の中、私は、せめて、たった5歳の孫をこの安全でなろうかと思われる地から少しでも離そうと、私と孫はいわき市と大阪を行ったり来たり生活をしております。私は孫に健康な大人になって欲しいだけです。それは誰もが思うことです。ただ、もしそう（健康な大人）ではなかったら、孫の口から『何故守ってくれなかったの!?!』の一言が聞きたくないための行動です。大阪には月に1週間位の滞在ですが、親子を離ればなれにする機会をこんなにつくっていいものだろうか？とも悩みます。でも、この避難もいつまで続けられるのかわかりません。放射能で危害がある前に餓死するわけにもいきませんから…。

大阪に避難してきて

Aさん（女性）

私たち家族は、東日本大震災の為、生まれ育った福島県を離れ、誰とも知り合いのいない大阪に、着の身着のまま避難してきました。70歳になる母親、私、そして3人の子供たちの5人。とても不安な気持ちでした。福島県にいれば、食事、飲み物、衣料品、化粧品、生活用品の全てが、支援物資で補えていると聞きますが、収入のない私たちは避難しただけお金もかかって、原発から20km圏内でない為、何の補償もなく、精神的に落ち着くまで時間がかかりました。

私は、資格をとるために専門学校に通っており、収入、資産が一定の基準以下ということで、生活保護を受けることができました。毎月の生活費も頂き、何とか家族5人で食べていくことができ、とてもありがたかったです。

しかし、その生活費の中から、私の専門学校の授業料、研修旅行積立費など支払いをしています。年間の支払い金額をみると、決して安い金額ではありません。空いた時間で仕事をして収入を得ようとしても、保育園に空きがないため子どもを預かってもらえず、このまま専門学校を辞めて、日中仕事をしようがいろいろ悩みました。

そんなとき、弁護士会から便りが届きました。誰かに今の状況を聞いて欲しいという思いだけで筆を執ったのですが、数日後、弁護士の先生から連絡が入りました。私の中では恥ずかしい思いが強かったのですが、気が引ける思いで今までの話をしました。その後、二度程、先生の事務所に足を運んで相談をし、役所にも同行していただいて申請しました。その結果、今後の私の授業料や研修旅行積立費等のすべてが、必要経費（生業扶助）として、生活保護からいただけることとなり、私たち家族は本当に救われた思いでした。

家族のこと、生活費のこと等、他人にはなかなか言えない事もあると思いますが、どんなことでも諦めず一度大阪弁護士会に相談してみてください。私は、本当に先生に相談ののってもらって道が開けました。感謝と共に自分でも頑張っていこうと思っています。

忘れないで下さい

Aさん（女性）

今、私たちが困っている事…それは住宅です。

収束していないのに、収束宣言を国がだした事により私たちは市営住宅から出て下さいと言われていました。半年延ばしてあげたんだし、一年間無料だったのだから…と。確かにとても助かりました。でも私たちは被災者で、生活を安定させたいと思って仕事を探しても、あるのはパートやアルバイトばかり…夫と二人で働いても今までの私の稼ぎにもならない…それなのに、期限だから出て下さいと言われる日々。不安で、先行きが見えない原発事故。私たちはこれからどうやって生活をしていったらいいのでしょうか？福島に帰れということなのでしょうが？福島の瓦礫さえも受け入れてくれないのに…それなのに収束宣言がでたら出て下さい。という言葉は私たちが不安、絶望にさせるばかりか生きる気力さえもくしてしまいます。ずっと無償にしてくださいとはいいません。お金を払いますので、住まわせてください。そして、収束なんかしてない原発事故を簡単に片付けしないでください。まだ避難生活が継続中と言うこと、そしてこれからまだまだ続く避難生活を…

震災から10ヶ月…今までは日々の生活に追われて、『ふるさと』を思う事などなかったのですが、もう少して一年。今私の中では『ふるさと』のうたが流れてます…釣りをしたり、海水浴をしたり、キャンプをしたり…住み慣れたふるさととは今、差別を受けみんなに嫌われてしまう街となってます。それでも住み続ける父・兄・友…いろいろな事が蘇り、震災当時とはちがう涙がでるようになってきました。少しずつ前に進まなくては…と、もがき苦しむ日々。うまくいかない就職。不安な中での生活…もう疲れました。でも子どもたちを育てる為、頑張る自分…

私たちは被災者ですが、一日も早く市民になりたいです。同情はいりません。でも、震災があった事。原発事故で生活を全て奪われた人がいることをどうか忘れないでください。そして収束などしていない、避難生活をしている私たちを忘れないでください。

公営住宅の使用期限について

公営住宅の使用期限延長について、「検討中」であった大阪府営住宅が最長2年までの延長を決めました。また、被災地から新たに避難してくる方のために、府営住宅の受入れ枠が拡大されたそうです（90戸分）。いずれも、詳しくは大阪府の担当部署にご連絡ください。

※大阪府へ問い合わせた結果、疑問の点などがありましたら、遠慮なく弁護士会にご相談ください。
（担当部署）大阪府住宅まちづくり部 住宅経営室
経営管理課推進グループ
電話 06-6210-9752

私的整理ガイドラインについて

昨年8月から受付の始まった「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」は、従前、制度適用の範囲が狭く、手元に残せるお金も少なかったことなどから、ほとんど利用されていませんでした（この制度については、大阪弁護士会ニュース4号でも紹介しています）。

しかし、近時、基準が大きく緩和され、①手元資金として残せる金額が、「最大99万円」から、「最大500万円」に増額されました（なお、義援金や生活再建支援金などは、この500万円とは別に手元に残すことができます）。

また、②公営住宅などで現在家賃を支払っていない場合も、「近い将来、家賃を負担することになった場合には支出が増えて債務の返済ができなくなる」という条件に当てはまれば、この制度を使うことができます。

さらに、③債務総額が資産総額よりも少ない場合にも、この制度を使った債務整理ができる可能性があります。

なお、この制度は、「東日本大震災の影響を受けた」人が利用できるものとされていますので、避難指示等対象区域外の方も利用することができます。

この制度を使った債務整理の手続きについて詳しく知りたい方は、大阪弁護士会にご相談ください。

東京電力、廃車と不動産に対する賠償について発表

東京電力は、2月7日、警戒区域内にある自動車（二輪・特殊自動車を除く）に対し賠償を開始すると発表しました。

また、東京電力は、2月9日、原子力損害賠償紛争審査会で、政府が避難区域を見直した際に「帰還困難区域」となる地域の住民の不動産の賠償について、事故発生前の価値の全額を支払う方針を表明しました。

区域外避難者の避難実費も認める方向へ

原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）は、区域外避難者に対して、対象者の特徴（子供と妊婦が含まれるか）、避難時期や放射線量の情報の有無、実費の内容などの要素を総合的に考慮し、避難実行に要した実費が中間指針追補記載の目安額（40万円か8万円）を上回る場合、実費相当額と前記目安額のうちの慰謝料相当額との合算を賠償すべきとの基準を策定しました。

避難者のつどい3.11"with"KANSAI

大阪市社会福祉協議会が、震災復興応援イベント「3.11 from KANSAI」の一貫として、「避難者のつどい 3.11 "with" KANSAI」を下記の要領で開催します。関西に避難して来られた方々と支援活動団体等が参加し、支え合い、つながりを強める集まりです。

日時：3月11日（日）10時30分～16時

場所：梅田スカイビル タワーウエスト

ちょっと一息
…… No6

近畿弁護士会連合会が広域避難者に関する決議！ 国や東電、自治体に要請

近畿弁護士会連合会では、本年1月11日、国、自治体、東電などに必要な支援策を早急に実施するよう5点にわたる要請を行う決議を上げました。

復興庁も始動し、重要な課題の一つに、原発長期避難者への支援も掲げられています。決議の全文を同封しておりますので、ぜひお読みください。

聞き取り調査にご協力願います。

大阪弁護士会では、大阪府下に避難されている方々に対して、3月上旬ころから聞き取り調査を実施することといたしました。今も避難生活を続けておられる方の実情をお聞きかせいただき、将来の立法提言、政策提言に繋げるためです。また、東京電力に対する損害賠償請求において、何が問題、障壁となっているのか、あるいはどのような損害を被っているのかをお聞きかせいただき東京電力に対する完全賠償を目指すためのものであります。改めて、大阪弁護士会災害復興支援委員会よりご案内させていただきますので、皆様のご協力をお願いいたします。

もう春がすぐそこまでやって来ました。

春と言えば桜。今号では、大阪近郊の桜の名所をご紹介します。

1 《大阪城西の丸庭園》

花の見頃：3月下旬～4月上旬

アクセス：地下鉄谷町四丁目駅徒歩10分

☆重要文化財に囲まれた西の丸庭園は、ソメイヨシノを中心に約600本の桜の名所として人々の人気を集めています。

お問合せ先 06-6941-1717

西の丸庭園

原発事故被災者支援関西弁護士

連絡先

弁護士 白倉典武

（大阪共同法律事務所）

住所 大阪市北区西天満4-7-1

北ビル1号館6階602号

電話 06-6362-9615

FAX 06-6362-5143

http://hinansha-shien.sakura.ne.jp/kansai_bengodan/index.html

2 《造幣局（「通り抜け」）》

開催時期：4月中旬（3月中旬決定予定）

会場：大阪府大阪市北区天満1丁目1-79

造幣局構内

アクセス：天満橋駅徒歩約15分

☆造幣局構内の通路にある桜並木。花見客のために1週間通路を開放する「通り抜け」を実施します

お問合せ先：06-6351-5105 総務課広報室



次号予告

今回は、「原発ADRが和解にあたって公表した基準」などを取り上げる予定です。